

株式会社 社会起業家パートナーズ

一般事業主行動計画（第一回）

社員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成25年11月1日 ～ 平成30年10月31日 までの 5年間

2. 内容

目標1： 妊娠中の女性労働者が、妊娠・出産が理由となる退職をすることを防止する

<対策>

平成25年11月1日～ 育児・介護休業規定の整備

平成25年11月1日～ 妊娠した女性労働者から意見を聴取
育児・介護休業取得経験が不利にならない評価制度の
明文化

平成25年11月1日～ 短時間正社員制度の制定

以上